

証券コード 421A  
(発送日) 2026年3月9日  
(電子提供措置の開始日) 2026年3月2日

株主各位

東京都港区赤坂9-7-1ミッドタウンタワー 7F  
株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア  
代表取締役社長 神川 貴実彦

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第26期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corp.movin.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧  
書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年  
3月23日(月曜日)午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月24日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
  2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
東京ミッドタウン・タワー4階 カンファレンスRoom 3+4
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役3名選任の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件
  - 第3号議案 資本金の額の減少の件

以 上

- ~~~~~
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
    - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2026年3月24日（火曜日）  
午前10時

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年3月23日（月曜日）  
午後7時到着分まで



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のお手続きについてをご覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

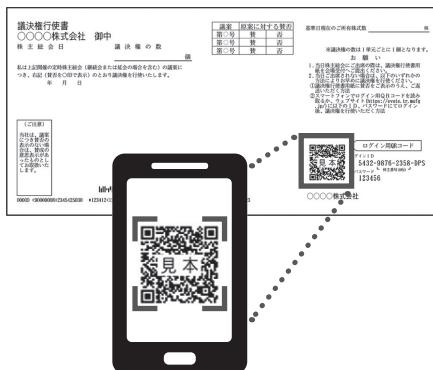
**行使期限** 2026年3月23日（月曜日）  
午後7時入力完了分まで

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

## QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

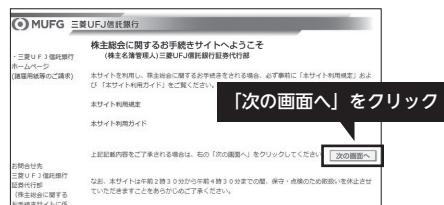
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## ご注意事項

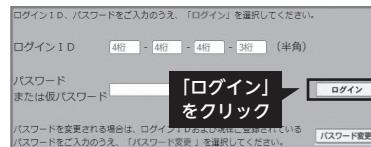
- 午前2時30分から午前4時30分までの間にご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
  - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 「ログインID」「仮パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、物価高の継続による影響はあるものの、賃上げによる雇用・所得環境の改善により個人消費は持ち直しの傾向が見られ、インバウンド消費の拡大や設備投資の回復もあり、景気は緩やかな回復基調にあります。一方で、ウクライナ情勢や中東情勢の長期化等の不安定な国際情勢を背景とした資源価格の高騰、円安の恒常化、米国の通商政策の動向等の世界経済の不確実性が国内景気を下押しするリスクを孕んでおり、企業を取り巻く環境は依然として先行きが不透明な状況が継続しております。

当社グループが属する国内人材ビジネス市場環境においては、労働人口の減少等による構造的な人手不足や雇用の流動化の高まりにより、企業の採用需要は依然として存在し、その市場規模は年々成長を続けております。また、企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を軸としたコンサルティング需要が引き続き旺盛であり、コンサルティング業界を始めとしたハイエンド人材領域に対する人材紹介の需要も引き続き高まっていくことが見込まれます。

このような事業環境の下、当社グループでは、最重要成長ドライバーであるキャリアアドバイザーの採用強化を推進しております。当連結会計年度において、キャリアアドバイザー数は順調に増加し、この採用したキャリアアドバイザーの早期戦力化に向けた育成強化にも取り組んでおります。さらに、自社メディアの集客力を強化するため、従来のSEO対策のみならず、動画コンテンツの配信やSNS、転職系YouTuberとの連携等といった多様な集客チャネルを通じた求職者獲得施策を実施しており、2025年12月末時点において自社データベースの累計登録者数は約11.1万人と堅調に推移しております。また、採用活動が活発な顧客に対して適時に深耕営業を行うことが重要と考えており、顧客の採用ニーズの変化に対応した機動的な顧客ポートフォリオの入れ替えの実施に取り組んでおり、この成果として転職支援1件当たりの成約単価が前年同期に比べ上昇したことに加え、成約件数も増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,799,672千円（前年同期比59.1%増）、営業利益は1,763,190千円（同104.6%増）、経常利益は1,756,566千円（同103.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,153,447千円（同100.3%増）となりました。

なお、当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2025年10月6日付で東京証券取引所グロース市場に株式上場し、公募増資による50,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による303,700株の新株発行により、総額676,840千円の資金を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 持続的な成長のための人的資本投資

当社事業を牽引する人材の確保と育成は当社グループの成長の礎であり、さらなる事業拡大を図るうえで重要な経営課題であると認識しております。そのため、人材の採用強化及び育成を推進して生産性を高めるとともに、将来の経営を担う中核人材の育成等を進めてまいります。また、従業員がその能力を存分に発揮できるよう、魅力的な報酬水準や業務効率化、勤務環境の整備等、働きやすい環境づくりを推進し、人的資本の価値最大化に努めてまいります。

## ② 自社メディアの集客力強化

クライアントの採用ニーズが高止まりする事業環境においては、当社の強みであるホームページを始めとした自社メディアの集客力の向上が成約数の増加にダイレクトにつながると考えており、集客力を高めるための投資が事業成長に必要不可欠と認識しております。従来のS E O対策による集客力向上のみならず、動画コンテンツの配信やSNS、転職系YouTuberとの連携等の多様な集客チャンネルを通じた人材獲得施策の実施、並びにコーポレートブランディングや広報活動、当社キャリアアドバイザーによるデジタルメディアへの出演等を推進し、認知度向上に取り組んでまいります。

## ③ 自社データベースの更なる活用

当社転職支援サービスは一度きりの転職支援に留まらず職業人生における一生涯のキャリアパートナーとして、求職者の中長期的なキャリア形成を支援することで、当社サービスを利用して転職を行った人材が次なるキャリアパスを求めて、再度当社のサービスを利用するといった形でリピーターを獲得しております。当社は、単なる人材紹介会社ではなく、プロフェッショナル人材がキャリアのあらゆる局面で頼れる「生涯キャリアハブ」(注1)への発展途上にあります。かかる取り組みをより効果的に推進するためには、自社データベースをより効果的に活用するための投資と仕組み作りが必要不可欠と認識しております。具体的には、基幹システムをSalesforce社のツールにリプレイスするとともに、2023年12月期より顧客データベースマーケティングチームを立上げております。当該チームを起点として累計約11.1万人(2025年12月末現在)の自社データベース登録者に対して継続的に求人情報やセミナー情報を定期配信することにより潜在的な転職ニーズに早期対応できるよう組織的に過去のサービス利用者に対してフォローアップを行っております。顧客データベースマーケティングチーム立上げ後は、当該チームによるフォロー対象人数(注2)及び再稼働登録者数(注3)が順調に拡大しておりますが、自社データベースの累計登録者を踏まえるとフォロー対象人数は拡大余地があるため、当該チームの人員を拡充していくことにより、更なるフォロー対象人数及び売上高の伸長を図ってまいります。

- (注) 1. 生涯キャリアハブとは、当社が一度だけではなく、一生涯（複数回）にわたりプロフェッショナル人材のキャリアアップ/キャリアチェンジの起点となるよう、転職支援その他プロフェッショナル人材が求めるサービスを提供できる体制にあることを示します。
2. フォロー対象人数とは、自社データベースの登録者数のうち、顧客データベースマーケティングチームが求人・セミナー情報を定期配信している対象者の人数を指しております。
3. 再稼働登録者数とは、顧客データベースマーケティングチームからの連絡に対して返信があり、キャリアアドバイザーと改めて面談を希望した登録者の人数を指しております。

#### ④ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、ステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考えております。そのため、経営の効率性及びリスク管理能力を高め、財務・非財務情報を適切に開示し、健全性及び透明性を確保できる管理体制の整備を行うことで、内部管理体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を進めてまいります。

#### ⑤ M&Aの活用

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、既存領域における求職者獲得力、転職支援実績の積み上げに加えて、当社グループの企業価値を高めると判断する場合には、M&Aについても取り組んでいく方針であります。例えば、求職者データベースの拡充を目的とした転職支援サイトやアフィリエイトサイト運営会社のM&A、強みとする転職支援領域拡大を目的とした当社グループとは異なる業種への転職支援を強みとしているハイエンド人材向けの特化型人材紹介会社のM&A等、本書提出日時点においては具体的に決定した、または検討をしている案件はありませんが、当社グループの財務状況や当該M&Aによる効果等を勘案しながら、企業価値向上に向けてM&Aも有効に活用していく方針であります。

### (9) 財産及び損益の状況

区 分	第23期 2022年12月期	第24期 2023年12月期	第25期 2024年12月期	第26期 (当連結会計年度) 2025年12月期
売 上 高 (千円)	－	2,323,483	2,387,925	3,799,672
経 常 利 益 (千円)	－	511,567	864,128	1,756,566
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	－	335,818	575,761	1,153,447
1 株当たり当期純利益 (円)	－	41.72	71.52	142.11
総 資 産 (千円)	－	1,724,142	2,467,492	4,846,027
純 資 産 (千円)	－	1,309,748	1,875,689	3,728,721
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	－	161.48	233.00	441.68

- (注) 1. 当社では、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第24期及び第25期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 当社は、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
エーエージェント1株式会社	10,000千円	100.0%	人材紹介事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### (11) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、当社及び当社の連結子会社であるエーエージェント1株式会社の2社により構成されております。

当社グループは人材紹介事業の単一セグメントとしており、ハイエンド人材領域におけるコンサルティング業界をはじめとしたプロフェッショナルファームへの人材紹介サービスを提供しております。

(12) 主要な事業所（2025年12月31日現在）

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

② 子会社

エージェンツ1株式会社	東京都港区
-------------	-------

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
124名	39名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー含む。）は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比較して増加した主な理由は、業容の拡大に伴うキャリアアドバイザー等の採用によるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90名	19名増	32.9歳	2.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー含む。）は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 従業員数が前期末に比較して増加した主な理由は、業容の拡大に伴うキャリアアドバイザー等の採用によるものであります。

(14) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年10月6日付で東京証券取引所グロース市場に株式上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 32,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,442,200株
- (3) 株 主 数 924名
- (4) 大 株 主

株 主 名	所有株式数	持株比率
株 式 会 社 リ オ デ ィ オ ス	2,450,000株	29.02%
神 川 貴 実 彦	1,700,000株	20.14%
神 川 宏 子	700,000株	8.29%
神 川 志 悠	665,000株	7.88%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	584,400株	6.92%
神 川 芽 伊	560,000株	6.63%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	160,200株	1.90%
U B S A G L O N D O N A / C I P B S E G R E G A T E D C L I E N T A C C O U N T	158,300株	1.88%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	134,900株	1.60%
株 式 会 社 S B I 証 券	132,073株	1.56%

(注) 2025年12月4日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2025年11月28日現在でりそなアセットマネジメント株式会社が548,500株（保有割合6.50%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 発行可能株式総数

- イ. 2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2025年6月24日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は120株増加して920株となっております。
- ロ. 2025年6月24日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月24日付で普通株式1株につき35,000株の株式分割及びこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は32,199,080株増加して32,200,000株となっております。

② 発行済株式の総数

- イ. 2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が8,049,770株増加しております。
- ロ. 2025年10月3日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が50,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ47,840千円増加しております。
- ハ. 2025年11月6日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が303,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ290,580千円増加しております。
- ニ. 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が38,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,856千円増加しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2023年8月9日
新株予約権の数		10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 35,000株 (新株予約権1個につき 3,500株) (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 2,292,500円 (1株当たり 655円) (注) 1
権利行使期間		2025年8月9日から 2033年8月8日まで
行使の条件		(注) 2, 3, 4, 5
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 9個 目的となる株式数 31,500株 保有者数 1名
	社外取締役	—
	監査役	—

- (注) 1. 2025年6月24日付で行った普通株式1株を35,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザー又はこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。
  3. 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  4. 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。
  5. これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2025年7月10日	2025年7月10日
新株予約権の数		175個	175個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,500株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 17,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 79,010円 (1株当たり 790.1円)	新株予約権1個当たり 79,010円 (1株当たり 790.1円)
権利行使期間		2027年7月11日から 2035年7月10日まで	2030年7月11日から 2035年7月10日まで
行使の条件		(注) 1, 3, 4, 5	(注) 1, 2, 3, 4, 5
従業員等への 交付状況	当社従業員	新株予約権の数 175個 目的となる株式数 17,500株 交付対象者数 1名	新株予約権の数 140個 目的となる株式数 14,000株 交付対象者数 4名
	子会社役員及び従業員	—	新株予約権の数 35個 目的となる株式数 3,500株 交付対象者数 1名

- (注) 1. 権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザー又はこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。
2. 権利行使期間中にチーム責任者（プレイングマネージャー、ラインマネージャー、チームリーダー又はこれに準ずる地位）、執行役員、取締役の職責から離れた場合、本新株予約権の行使は認めない。
3. 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。
5. これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神 川 貴実彦	株式会社リオディオス 代表取締役
取 締 役	西 田 和 雅	
取 締 役	椎 名 茂	株式会社ミクニ 社外取締役 株式会社ホットリンク 社外取締役 C Channel株式会社 社外監査役 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 マーヴェリック株式会社 代表取締役 DNコンサルティング株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	杉 本 哲 也	公認会計士
監 査 役	江 口 新	株式会社ESY 代表取締役社長
監 査 役	森 山 雅 勝	トランス・コスモス株式会社 専務執行役員

- (注) 1. 取締役椎名茂氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役杉本哲也氏、江口新氏及び森山雅勝氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役椎名茂氏、監査役杉本哲也氏、江口新氏及び森山雅勝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 監査役杉本哲也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年12月13日開催の報酬委員会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

なお、取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容に係る決定方法及び決定された報酬等の内容が報酬委員会で定められた決定方針と整合していることを審議の上、確認しております。故に、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

#### イ. 基本方針

取締役報酬は、継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして機能することを基本方針として設計しております。報酬等の水準については、当社取締役の役割と責任に見合った水準を設定することとしております。

#### ロ. 算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

業務執行取締役の報酬については、「固定報酬」及び「業績連動報酬」によって構成されており、「固定報酬」については、役位及び職務に応じて従業員の給与水準等を総合的に勘案し決定しております。「業績連動報酬」については、利益水準及び各種経営指標の達成度合い等を総合的に勘案の上決定しており、具体的には、前事業年度における期首計画の達成度合いに応じて前事業年度の営業利益額の4～6%を「業績連動報酬」の総枠とし、各取締役の前事業年度における業績貢献度に応じて配分することにより、各取締役の「業績連動報酬」の額を決定しております。営業利益額を「業績連動報酬」に係る業績指標とした理由は、取締役の責務や期待される役割を評価する上で、事業活動の成果である営業利益額は最も適切な指標であり、この事業活動の成果と報酬に連動性を持たせ、各業務執行取締役の持続的な業績成長に対する意識を高めることが、企業価値の向上に資すると判断したためであります。「固定報酬」及び「業績連動報酬」については、毎年4月以降の1年間の報酬を決定しており、定期同額給与となっております。

社外取締役の報酬等については、「固定報酬」のみによって構成され、業績連動型報酬の支給を行っておりません。「固定報酬」については、経験、見識及び役割等に応じて決定いたします。

なお、各取締役の個人別の報酬等の額の決定については、後述「③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおり、代表取締役社長神川貴実彦に委任されておりますが、当該決定は過半数が独立役員で構成される報酬委員会の答申内容を踏まえて行うこととしております。

#### ハ. 各取締役における業績貢献度の測定方法及び業績連動報酬の配分率決定方法

まず、報酬委員会にて代表取締役の業績貢献度を測定し、配分率を決定しております。その上で、他の取締役の業績貢献度についても、代表取締役の面談結果を参考に、報酬委員会にて各々の取締役の業績貢献度を測定し、配分率を決定しております。なお、導入初年度については、業績連動報酬の配分率決定にあたり、前事業年度の業績貢献度に加え、前事業年度の取締役報酬額の配分率を参考としております。ただし、特定の取締役に著しく偏らないよう配慮し、明確な根拠がある場合を除き、配分を行うことといたします。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額については、2024年3月27日開催の定時株主総会において、年額2億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。

監査役の報酬額については、2025年6月24日開催の臨時株主総会において、年額15百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき、株主総会決議による報酬等の総額の範囲内において、その配分方法の決定を代表取締役社長神川貴実彦に委任しております。当該委任を行った理由としては、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているためであります。

なお、代表取締役社長神川貴実彦による報酬等の額の決定が適切に行われるために、報酬委員会において算定した報酬等の額に基づく答申内容を前提として、取締役の個人別の報酬等の額を決定するものとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	42,220	18,720	23,500	－	3
(うち社外取締役)	(1,200)	(1,200)	(－)	(－)	(1)
監 査 役	6,408	6,408	－	－	3
(うち社外監査役)	(6,408)	(6,408)	(－)	(－)	(3)

(注) 業績連動報酬に係る業績指標である前事業年度の営業利益の実績は、861,587千円であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役椎名茂氏は、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおり複数の企業等において役員等を兼職しております。マーヴェリック株式会社及びDNコンサルティング株式会社は当社サービスの販売先であります。その取引金額は僅少（売上高の0.1%未満）であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項には該当していないと判断しております。また、その他の兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役江口新氏は、株式会社ESYの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役森山雅勝氏は、トランス・コスモス株式会社の専務執行役員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	椎名茂	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しております。企業経営に関する豊富な経験及び幅広い知見に加え、上場企業での社外取締役や社外監査役の経験から培われた専門的な知識を有しており、これらの経験及び知見・知識に基づき積極的な発言を行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社役員報酬の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役	杉本哲也	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会13回の全てに出席しております。公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識に加え、会計監査の実務経験を有しており、これらの知識及び経験に基づき積極的な発言を行っております。
監査役	江口新	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会13回の全てに出席しております。コンサルティング業界に関する深い知見に加え、長年の企業経営から培われた豊富な経験を有しており、これらの知見及び経験に基づき積極的な発言を行っております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	森山雅勝	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会13回の全てに出席しております。事業戦略に関する専門的な知識及び経験に加え、上場会社の取締役として会社経営全般に携わる中で培った豊富な知識及び経験を有しており、これらの知識及び経験に基づき積極的な発言を行っております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人東海会計社に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規市場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・「コンプライアンス規程」を定め、原則として毎四半期ごとに、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの遵守状況について確認するとともに、問題等に対しては早期に把握し諸施策を推進する。
  - ・当社が取り扱う個人情報については、法令及び当社が定める「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理する。
  - ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等について、外部専門機関と連携し、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - ・役職員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し、問題の早期発見を図る観点から通報者の秘匿と、通報したことによるいかなる不利益をも受けないものとする。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・「文書管理規程」に従い、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会その他重要会議の議事録や関連資料、稟議書、報告書等の情報について必要な保存及び管理を実施する。
  - ・情報の保存に関しては、情報セキュリティポリシーを制定し、管理する。
  - ・保存期間は、文書等の種類、重要性等に応じて「文書管理規程」に規定された期間とする。
  - ・取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
  
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・「リスク管理規程」等の整備と検証及び業務遂行に係るリスクを的確に把握・評価し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置またはその損失を極小にすべく、リスク・コンプライアンス委員会を定期的で開催し、リスク管理の適切性等の検証及び内部統制の見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図る。

- ・内部監査担当者は、内部監査計画の策定に当たり、経営に重要な影響を及ぼすリスク等を踏まえ監査事項を決定する。また必要により、監査指摘事項についてリスク・コンプライアンス委員会で協議する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・業務の重要度に応じた決裁権限を「職務権限表」において明確にし、職務執行の適切性並びに効率性を確保する。
  - ・取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業活動に関連する法令及び定款等の周知並びに会社規程等の継続的な見直しと周知を図るとともに、内部監査担当者による定期的な内部監査により定期的に事業活動の適法性及び適切性等の検証を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人等の体制の強化に努めることとする。
  - ・補助使用人等は、業務の執行に係る役職を兼務しない等、独立性を確保することに努める。
  - ・補助使用人等の職務に関する指揮命令権は監査役に帰属するものとし、その任命や解任、懲戒及び人事異動等の人事事項は、事前に監査役の同意を得た上で決定する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役等が、当社の監査役に報告するための体制等
- ・監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び監査役が重要な決裁書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。
  - ・監査役が代表取締役社長等、会計監査人、内部統制担当者が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供する。

- ・ 当社の取締役及び使用人は、法令及び定款等違反並びに不正等、または内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
  - ・ 監査役に報告を行った取締役及び使用人が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用の支払いを行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役社長及び内部監査担当者は、監査役と定期的または随時意見交換を行う機会を持つこととする。
  - ・ 監査役は取締役会に出席するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に出席し、また監査役会は重要な報告を受ける体制を整備する。
  - ・ 監査役は会計監査人と定期的に会合を持つほか、監査役は内部監査担当者の監査に同行することができるものとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針と体制
- ・ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定め、それらを実行する為の「反社会的勢力調査マニュアル」を定める。
  - ・ 反社会的勢力排除体制として、反社会的勢力対応部署を経営管理部、責任者を経営管理部長と定める。
  - ・ 新規取引先について、記事検索等により審査した後、経営管理部長が反社会的勢力の該当性を判断する。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行う。
  - ・ 取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先等が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込む。

- ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記に掲げた内部統制システムに関する基本方針に従い、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかのモニタリングを常時行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び業容拡大に必要な内部留保の充実を図ることが重要であると考え、当社設立以来、剰余金の配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。

剰余金の配当については、企業を取り巻く事業環境、当社の財政状態、経営成績、内部留保資金の充実状況等を総合的に勘案し、株主に対する利益還元を検討していく方針であります。また、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行や株主に対する利益還元策の一つとして、株式市場の動向、当社の株価水準、資金余力等を勘案しながら、自己株式の取得についても適宜検討してまいります。

内部留保資金については、財務体質を勘案しつつ、今後の業容拡大や組織体制の整備のための財源として、有効に活用していく方針であります。

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,416,485</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,117,306</b>
現金及び預金	4,172,481	未払金	62,718
売掛金	218,404	未払費用	367,276
前払費用	21,815	未払法人税等	480,764
その他	3,784	その他	206,546
<b>固定資産</b>	<b>429,542</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,117,306</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>27,211</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	26,763	<b>株主資本</b>	<b>3,715,690</b>
工具、器具及び備品	447	資本金	363,776
<b>無形固定資産</b>	<b>121,766</b>	資本剰余金	343,276
ソフトウェア	121,766	利益剰余金	3,008,637
<b>投資その他の資産</b>	<b>280,564</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>13,031</b>
投資有価証券	88,476	その他有価証券評価差額金	13,031
差入保証金	162,388		
繰延税金資産	29,699	<b>純資産合計</b>	<b>3,728,721</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,846,027</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>4,846,027</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,799,672
売 上 原 価	177,958
売 上 総 利 益	3,621,713
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,858,523
営 業 利 益	1,763,190
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,789
受 取 配 当 金	1,536
そ の 他	92
営 業 外 費 用	
上 場 関 連 費 用	11,042
経 常 利 益	1,756,566
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,756,566
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	605,278
法 人 税 等 調 整 額	△2,159
当 期 純 利 益	1,153,447
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,153,447

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	20,500	-	1,855,189	1,875,689
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	338,420	338,420		676,840
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,856	4,856		9,712
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			1,153,447	1,153,447
当 期 変 動 額 合 計	343,276	343,276	1,153,447	1,840,000
当 期 末 残 高	363,776	343,276	3,008,637	3,715,690

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	-	-	1,875,689
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			676,840
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			9,712
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			1,153,447
当 期 変 動 額 合 計	13,031	13,031	13,031
当 期 末 残 高	13,031	13,031	3,728,721

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

エージェント1株式会社

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

工具、器具及び備品	5～10年
-----------	-------

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年
---------------	----

### ③ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### イ. 自社データベースの活用により生じる収益

自社データベースに登録した求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社及び連結子会社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債（連結貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております）として計上しております。

#### ロ. 外部媒体の利用により生じる収益

スカウトサイト運営企業等の外部媒体から紹介を受けた求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社及び連結子会社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債（連結貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております）として計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類を作成するに当たり行った会計上の見積りのうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものと識別したものはありません。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	14,309千円
----------------	----------

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	8,442,200株
------	------------

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	31,500株
------	---------

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金は自己資金により賅っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対し、当社グループでは、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対し、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することにより、リスク軽減を図っております。

差入保証金は、本社事業所等の賃貸借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに対し、賃貸借契約締結時及び定期的に差入先の信用状況を把握することにより、リスク軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。当該リスクに対し、当社グループでは、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (※1)			
その他有価証券	86,476	86,476	—
(2) 差入保証金 (※2)	151,528	148,236	△3,291
資産計	238,004	234,713	△3,291

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	2,000

(※2) 連結貸借対照表計上額及び時価については、最終的に回収が見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	86,476	—	—	86,476
資産計	86,476	—	—	86,476

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	148,236	—	148,236
資産計	—	148,236	—	148,236

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおり販売経路別に記載しております。

	当連結会計年度
自社データベースの活用により生じる収益	3,003,872千円
外部媒体の利用により生じる収益	795,800 //
顧客との契約から生じる収益	3,799,672千円
外部顧客への売上高	3,799,672千円

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ③ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 顧客との契約から生じた債権の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	243,161千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	218,404千円

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表における「売掛金」であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	441円68銭
(2) 1株当たり当期純利益	142円11銭

(注) 当社は、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,933,099</b>	<b>流動負債</b>	<b>910,061</b>
現金及び預金	3,714,217	未払金	76,974
売掛金	195,149	未払費用	273,427
前払費用	20,699	未払法人税等	404,321
その他	3,032	預り金	23,036
<b>固定資産</b>	<b>429,724</b>	その他	132,300
<b>有形固定資産</b>	<b>27,211</b>	<b>負債合計</b>	<b>910,061</b>
建物	26,763	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	447	<b>株主資本</b>	<b>3,439,731</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>121,766</b>	資本金	<b>363,776</b>
ソフトウェア	121,766	資本剰余金	<b>343,276</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>280,746</b>	資本準備金	343,276
投資有価証券	88,476	<b>利益剰余金</b>	<b>2,732,678</b>
関係会社株式	10,000	その他利益剰余金	2,732,678
差入保証金	162,388	繰越利益剰余金	2,732,678
繰延税金資産	19,881	<b>評価・換算差額等</b>	<b>13,031</b>
		その他有価証券評価差額金	13,031
		<b>純資産合計</b>	<b>3,452,762</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,362,823</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>4,362,823</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,336,969
売上原価	47,706
売上総利益	3,289,262
販売費及び一般管理費	1,829,000
営業利益	1,460,262
営業外収益	
受取利息	2,606
受取配当金	1,536
業務受託料	635
その他	92
営業外費用	
上場関連費用	11,042
経常利益	1,454,091
税引前当期純利益	1,454,091
法人税、住民税及び事業税	511,555
法人税等調整額	4,045
当期純利益	938,490

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	20,500	-	-	1,794,187	1,794,187	1,814,687
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	338,420	338,420	338,420			676,840
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,856	4,856	4,856			9,712
当 期 純 利 益				938,490	938,490	938,490
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	343,276	343,276	343,276	938,490	938,490	1,625,043
当 期 末 残 高	363,776	343,276	343,276	2,732,678	2,732,678	3,439,731

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	-	-	1,814,687
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			676,840
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			9,712
当 期 純 利 益			938,490
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	13,031	13,031	13,031
当 期 変 動 額 合 計	13,031	13,031	1,638,074
当 期 末 残 高	13,031	13,031	3,452,762

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

工具、器具及び備品	5～10年
-----------	-------

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年
---------------	----

### (3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ① 自社データベースの活用により生じる収益

自社データベースに登録した求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債（貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております）として計上しております。

#### ② 外部媒体の利用により生じる収益

スカウトサイト運営企業等の外部媒体から紹介を受けた求職者を、顧客である求人企業に対して紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で当社の履行義務を充足すると判断し、顧客との契約に基づく取引価格を当該時点で収益として認識しております。なお、顧客との契約において、顧客へ紹介した求職者が入社後一定期間内に自己都合退職等により離職した場合に、顧客から受領した対価の一定割合の額を返金する旨が定められているため、過去一定期間における返金実績率を基に将来返金が見込まれる額を算定し、当該額については収益を認識せず、これに対応する額を返金負債（貸借対照表上は流動負債の「その他」に含めております）として計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取ロイヤリティー」(当事業年度75千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類を作成するに当たり行った会計上の見積りのうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものと識別したものはありません。

### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,309千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,536千円
短期金銭債務	41,745 //
(3) 取締役に対する金銭債務	132千円

### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引 (収入分)	1,974千円
営業取引 (支出分)	299,800 //
営業取引以外の取引 (収入分)	635 //

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払社会保険料	3,025千円
未払事業税	13,977 //
未払事業所税	228 //
返金負債	2,477 //
未払費用	701 //
差入保証金償却	5,499 //
繰延税金資産合計	<u>25,908千円</u>

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,997千円
その他	△29 //
繰延税金負債合計	<u>△6,027千円</u>
繰延税金資産純額	<u>19,881千円</u>

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	エージェント 1株式会社	所有 直接 100.0	業務提携関係 役員の兼任 管理業務受託	業務提携手数料 の支払	299,800	未払金	41,678

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）業務提携手数料については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## 9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産   | 408円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 115円63銭 |

(注) 当社は、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 久貴
代表社員 業務執行社員	公認会計士	片井 悠太

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 久貴
代表社員 業務執行社員	公認会計士	片井 悠太

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 杉 本 哲 也 ㊟

社外監査役 江 口 新 ㊟

社外監査役 森 山 雅 勝 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かみ かわ き み ひ こ 神 川 貴実彦 (1968年12月6日)	1995年1月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ 入社 1997年11月 株式会社ムービン（現：株式会社リオディオス）設立 代表取締役（現任） 2000年12月 当社設立 代表取締役社長（現任）	4,150,000株
2	にし た か ず の り 西 田 和 雅 (1985年9月1日)	2008年4月 株式会社日本政策投資銀行 入社 2010年6月 当社 入社 2019年3月 当社 取締役（現任）	38,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	しい な しげる 椎 名 茂 (1964年5月10日)	<p>1991年10月 日本電気株式会社 入社</p> <p>1999年5月 KPMGグローバルソリューション株式会社 入社</p> <p>2007年7月 ベリングポイント株式会社 常務執行役員</p> <p>2012年7月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 代表取締役社長</p> <p>2016年6月 KPMGコンサルティング株式会社 代表取締役副社長</p> <p>2019年4月 慶應義塾大学理工学部 訪問教授就任(現任)</p> <p>2019年10月 公益財団法人日本障害者スキー連盟 会長(現任)</p> <p>2020年6月 株式会社ミクニ 社外取締役(現任)</p> <p>2021年3月 株式会社ホットリンク 社外取締役(現任)</p> <p>2021年6月 C Channel株式会社 社外監査役(現任)</p> <p>2021年8月 株式会社TAKARA &amp; COMPANY社外取締役(現任)</p> <p>2022年8月 マーヴェリック株式会社 代表取締役(現任)</p> <p>2023年4月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>2024年4月 DNコンサルティング株式会社 代表取締役(現任)</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、椎名茂氏は、当社と取引のあるマーヴェリック株式会社及びDNコンサルティング株式会社の業務執行者を務めておりますが、これらの会社との2025年12月期における取引金額は僅少(売上高の0.1%未満)であり、当社経営に何ら影響を行使できないことから、当該事実が株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
2. 神川貴実彦氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社リオディオスの所有する株式数を含んでおります。
3. 神川貴実彦氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 椎名茂氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、椎名茂氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、本議案において同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

6. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

椎名茂氏は、企業経営に関する豊富な経験及び幅広い知見に加え、上場企業での社外取締役や社外監査役の経験から培われた専門的な知識を有しており、これらの経験及び知見・知識を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

7. 椎名茂氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。

8. 当社は、椎名茂氏との間に、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。ただし、当該責任限定が認められるのは、同氏が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役江口新氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
み かわ ひろ あき 三 河 宏 彰 (1973年3月28日)	1996年4月 株式会社富士銀行（現：株式会社みずほ銀行） 入行 2000年6月 （米国）Monitor Group（現：モニター・デロイト） 入社 2006年6月 EYトラランザクション・アドバイザー・サービス株 式会社（現：EYストラテジー・アンド・コンサルテ ィング株式会社） 入社 2011年8月 株式会社CNジャパン 代表取締役 兼（イタリア） CoSTUME NATIONAL社 取締役 2018年4月 株式会社シーズメン（現：スターシーズ株式会社） 代表取締役社長 2023年6月 パラベラム・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 (現任)	一 株

- (注) 1. 三河宏彰氏は新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 三河宏彰氏は、社外監査役候補者であります。
4. 三河宏彰氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本議案において同氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外監査役候補者の選任理由  
三河宏彰氏は、上場会社の代表取締役社長を務めた経験から企業経営に関する豊富な経験及び幅広い知見を有しており、これらの経験及び知見に基づき公正中立的な立場から経営全般に対する監査・監督が行えると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、三河宏彰氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。ただし、当該責任限定が認められるのは、同氏が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

### 第3号議案 資本金の額の減少の件

当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を実現するための経営戦略の一環として、事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持し、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。

なお、本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理に過ぎないことから、発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

#### 1. 減少する資本金の額

資本金の額363,776,410円のうち、338,776,410円を減少して、25,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を25,000,000円といたします。

#### 2. 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えるものであります。

#### 3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年4月30日（予定）

以 上

# 株主総会会場ご案内図

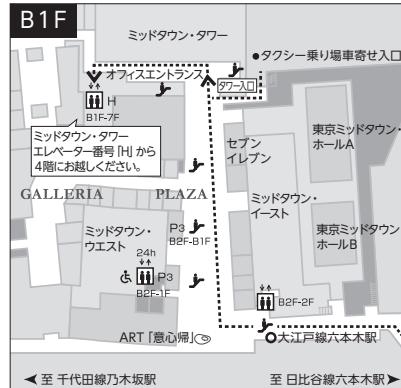
東京都港区赤坂九丁目7番1号  
東京ミッドタウン・タワー4階 カンファレンスRoom 3+4



**地下鉄をご利用の場合** 以下の最寄り駅より、東京ミッドタウンへお越しください

- ・都営大江戸線「六本木駅」8番出口より直結
- ・東京メトロ日比谷線「六本木駅」より地下通路にて直結
- ・東京メトロ千代田線「乃木坂駅」3番出口より徒歩約3分

※日比谷線「六本木駅」より車椅子・ベビーカーにてお越しの場合、4a出口より地上からお越しください



**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。